

むつ市議会第218回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成25年12月20日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【懲罰特別委員長報告、質疑、討論、採決】

第1 横垣成年議員に対する懲罰動議

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例

第3 議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例

第4 議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第5 議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第6 議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例

第8 議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例

第9 議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例

第10 議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例

第11 議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例

第12 議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例

第13 議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例

第14 議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例

第15 議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例

第16 議案第86号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第17 議案第87号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

第18 議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第19 議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例

第20 議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第21 議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第22 議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第23 議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

第24 議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

第25 議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例

第26 議案第97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例

第27 議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例

第28 議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第47 議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 第57 議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例
- 第58 議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例
- 第59 議案第130号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家)
- 第60 議案第131号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第61 議案第132号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)

- 第62 議案第134号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第63 議案第135号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第64 議案第136号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第65 議案第137号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センター)
- 第66 議案第138号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外3施設)
- 第67 議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第68 議案第140号 市道路線の認定について
- 第69 議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第70 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上 路 德 昭	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	菊 池 広 志
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修 夫
20番	佐々木 隆 徳	21番	富 岡 幸 夫
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（1人）

2番	横 垣 成 年
----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 営 企 業 者 代 表 員	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員	阿 部 昇
総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	松 尾 秀 一	保 健 福 祉 長	花 山 俊 春
経 済 部 長	澤 谷 松 夫	建 設 部 長	鏡 谷 晃 治
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治
協 庁 協 庁 市 課	猪 口 和 則	会 管 総 理 出 納 室 長	鹿 内 徹
選 挙 管 理 委 員 会 長	氣 田 憲 彦	監 事 査 務 局 員 長	星 久 南

農委事務局 農業局長
 営企 業長道長
 公局下部
 財政推進部 策監
 財政課 部長
 教委事務局 育会局長
 員務課
 総政総主 務部課幹

山口勝美
 齊藤鐘司
 柳谷孝志
 柳家剛
 松宮康則
 中村智郎

教育部長
 総政推進 務部策監
 総政総務課 務部長
 財政課 部長
 教委事務局 育会局北家幹
 然括 の主
 総政総主 務部課査

奥川清次郎
 高橋 聖
 川西伸二
 赤坂吉千代
 佐藤時男
 栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局 長
 主 幹
 主 査

柳田 諭
 佐藤 孝悦
 村口 一也

次 長
 主任 主査
 主 事

濱田 賢一
 小林 睦子
 山本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月6日に懲罰特別委員会に付託いたしました事件の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、12月13日、懲罰特別委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、12月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 横垣成年議員に対する懲罰動議

○議長（山本留義） 日程第1 横垣成年議員に対する懲罰動議を議題といたします。

本件に関し、委員会における審査の結果につい

て、懲罰特別委員長から報告を求めます。懲罰特別委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） むつ市議会第218回定例会において、本特別委員会に付託されました「横垣成年議員に対する懲罰動議」について、委員会での審査が終了しましたので、会議規則第40条の規定により、その審査結果をご報告申し上げます。

本特別委員会は、12月6日に10人の委員をもって組織され、以後、12月10日、13日の3回にわたって慎重に審査いたしました。

また、12月10日の委員会では、横垣成年議員からの申し出を受け、一身上の弁明を許可したところであります。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました「横垣成年議員に対する懲罰動議」につきましては、賛成多数により懲罰を科すべきものと認め、その処分は地方自治法第135条第1項第3号に規定する「一定期間の出席停止」とし、期間は1日とすべきものと決定いたしました。

なお、一定期間の出席停止とした理由につきましては、議員皆様のお手元に配布しております委員会審査報告書に記載してありますので、ごらん願います。

以上で懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで懲罰特別委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午前10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより懲罰特別委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で懲罰特別委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) おはようございます。日本共産党の工藤孝夫です。懲罰特別委員会委員長報告に対し、反対討論を行います。

委員長報告は、横垣成年議員に対し、1日の本会議出席停止処分にするというものであります。しかし、この事案は今議会11月27日開会当日の反対討論でも述べたように、そもそも議長による横垣成年議員の反原発言の言及中において、再三に及ぶ正当な理由なき発言の制止問題に端を發したものであります。極めて不当なもので、断じて容認できないのは当然であります。

懲罰の撤回を求め、2度とかかる事態のないことを強く申し述べて討論といたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。横垣成年議員に対する懲罰については、起立により採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、横垣成年議員に1日間出席停止の懲罰を科すことであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者4人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、横垣成年議員に対し、1日間出席停止の懲罰を科

すことは可決されました。

ただいまの議決に基づき、これより横垣成年議員に対し、懲罰の宣告をいたします。

横垣成年議員は、本日体調不良の理由により欠席となっております。したがって、欠席のままの状態横垣成年議員に1日間出席停止の懲罰を科します。

なお、ただいま横垣成年議員が欠席のままでの宣告でありましたので、ただちに議長名をもって、文書で通知することといたします。

◎日程第2～日程第70 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(山本留義) 次は、日程第2 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例から、日程第70 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの69件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第72号から議案第74号まで、議案第76号、議案第77号、議案第79号から議案第82号まで、議案第89号から議案第92号まで、議案第129号、議案第130号、議案第139号及び議案第145号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

(7番 村川壽司議員登壇)

○7番(村川壽司) 総務教育常任委員会に付託されました議案17件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第79号、議案第81号、議案第82号及び議案第90号の4議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか13議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第77号、議案第79号から議案第82号まで及び議案第89号から議案第92号までにつきましては、理事者側から、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第72号 むつ市史編さん委員会条例についてであります。理事者側から、市史の編さんに関する事項について調査、研究及び審議をするため、委員会を附属機関として設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、編さん期間内の総経費と編さんした後の市史の配置場所について質疑があり、理事者側から、編さん期間内の総経費についてはまだ積算をしていないが、県内において最近編さん事業を実施した弘前市及び平内町では編さん期間が5年から7年で、報酬及び執筆料等を合わせて三千数百万円から約4,000万円となっていることから、当市でも同額程度となるのではないかと考えている。また、配置場所については、市の関連施設や教育施設等を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例についてであります。理事者側から、地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を創設

するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、基金に積み立てた交付金は、平成26年度のどの事業に充当する予定なのかとの質疑があり、理事者側から、現在来年度の予算編成中のため充当する事業は決めていないが、過疎債や合併特例債等以外の財源措置がない起債対象事業に充当して財政負担の軽減を図りたいとの答弁がありました。

次に、議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し並びに公社債等及び株式等に係る配当所得等に対する課税の範囲について改正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、上場株式等に係る配当所得や特定公社債等の利子及び譲渡所得について、納税者は負担増となるのかとの質疑があり、理事者側から、公社債等については非課税から課税対象となったが、損益通算の可能範囲も拡大されていることから一概に税の負担増にはならないとの答弁がありました。

次に、議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、特別災害による被害者に対する市税の減免措置の対象となる者に係る配当所得等の金額に関する規定について改正するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、目的外使用の件数と消費税の影響額について質疑があり、理事者側から、件数については庁舎内にある自動販売機や金融機関のATMなど市全体とし

て54件で、自動販売機等の設置者に対する消費税の影響額としては5万円程度を見込んでおり、市民への影響はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間1万2,000円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績額がゼロであり、平成26年度も市民負担はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間40円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間2万9,760円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側

から、平成24年度決算の実績額がゼロであり、平成26年度も市民負担はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間1,030円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間30円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間510円程度ふえる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、本年8月に答申を終え、9月1日付で市民歌の制定を終えたことから、同条例を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第130号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市下北自然の家の指定管理者に、一般財団法人むつ市教育振興会を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第139号 むつ市過疎地域自立促進

計画の変更についてであります。理事者側から、財政運営上有効な過疎債を活用するため、平成22年度に策定したむつ市過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであり、川内、大畑、脇野沢の各診療所における医療機器を整備するため、当該計画に項目を追加するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、各診療所の医療機器の整備について来年度以降も過疎債を活用するののかとの質疑があり、理事者側から、随時経過年数等を考慮しながら更新する予定と聞いており、その際には過疎債が活用されるものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。理事者側から、来年4月1日から弘前地区消防事務組合が加入することに伴い、組合を組織する地方公共団体数を増加し、組合同約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第78号、議案第96号から議案第98号まで、議案第101号から議案第128号まで、議案第132号、議案第134号から議案第138号まで及び議案第140号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 産業建設常任委員会に付託されました議案39件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第115号、議案第118号及び議案第120号の3議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか36議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第78号、議案第96号から議案第98号まで、議案第101号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第119号、議案第121号から議案第123号まで、議案第125号及び議案第126号につきましては、理事者側から、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料等の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例、議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例、議案第97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例、議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例、議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例、議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例及び議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてであります。これら7議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、使用

料引き上げによる影響について質疑があり、理事者側から、農家の利用割合は少ないので、大きな影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例、議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例、議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例、議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例及び議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。これら5議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、事務室の使用状況について質疑があり、理事者側から、当該施設の2階に多数の事務室があるが、現在1業者がそのうちの1室を使用しているとの答弁がありました。

次に、議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例、議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例、議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例及び議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例についてであります。これら4議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、温泉施設使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を

受けている者を無料とするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当該施設の来年度の運営形態について質疑があり、理事者側から、直営での運営となり、これまでどおり週3日の営業を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、ポンプの大規模改修後の状況について質疑があり、理事者側から、温泉の供給に大きな支障を与えるような問題は発生していないとの答弁がありました。

次に、議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、75歳以上の利用者から100円を徴収する理由について質疑があり、理事者側から、高齢化社会に伴い無料となる利用者が増加する一方、有料の利用者は減少していく見込みであり、施設の維持管理のため、75歳以上の利用者にも負担していただくこととしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例についてであります

が、理事者側から消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例、議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例及び議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料について所要の改定をするほか、督促手数料及び延滞金について条文整備をし、また、道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設を道路区域内に設置する場合の占用料を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、施設の数について質疑があり、理事者側から、脇野沢地区に2カ所あるとの答弁がありました。

次に、議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部

改正に伴い、むつ地区及び大畑地区の公共下水道事業に係る受益者負担金の延滞金の割合を市税の延滞金の割合とするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、川内地区及び脇野沢地区の受益者分担金の延滞金の割合を市税の延滞金の割合とするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第132号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ職業能力開発校の指定管理者に、職業訓練法人むつ職業能力開発協会を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、同校卒業生の就職状況について質疑があり、理事者側から、同校は事業主等が従業員の能力向上を図るために使用する施設であり、就職を目的とした施設ではないとの答弁がありました。

また、同じ委員から、訓練可能な職種及び資格取得について質疑があり、理事者側から、県知事の認定を受けている職業訓練は木造建築科、建築板金科、木工科、左官・タイル施工科及び美容科であり、資格については同校で取得できるものではなく、それぞれが資格試験を受けることになるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、指定管理者の収支計画で平成27年度と平成28年度の差が大きい理由について質疑があり、理事者側から、低迷する経済状況の中で市内企業の新規雇用が進まず訓練生が集まらないことから、平成27年度までは休校とし、平成28年度から再開する計画となっているためであるとの答弁がありました。

次に、議案第134号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理者に、むつ商工会議所を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第135号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市野菜集荷貯蔵施設の指定管理者に十和田おいらせ農業協同組合を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、利用料金の実績について質疑があり、理事者側から、平成24年度は6万円、平成23年度は10万3,000円であるとの答弁がありました。

次に、議案第136号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者に、農事組合法人水川目酪農を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第137号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターの指定管理者に、脇野沢村漁業協同組合を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第138号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指定管理者に、むつ市川内町商工会を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、平成24年度の収支状況について質疑があり、理事者側から、全体で208万9,000円の赤字であったとの答弁がありました。

また、別の委員から、その他の収入について質

疑があり、野平高原交流センターでの飲食物の販売収入や物産の販売手数料であるとの答弁がありました。

次に、議案第140号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、農道として管理していた戸沢・板子塚線及び開発行為により市に帰属した8路線を市道として認定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第75号、議案第83号から議案第88号まで、議案第93号、議案第94号、議案第99号、議案第100号、議案第131号及び議案第144号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 民生福祉常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第83号から議案第88号まで、議案第93号、議案第94号及び議案第100号の9議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか4議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第83号から議案第88号まで、議案第93号及び議案第100号につきましては、理事者側

から、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料等の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に特定公社債の利子等を追加するため所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、ここ数年の利用状況について質疑があり、理事者側から、リフトの利用実績として、平成24年度は稼働日数が76日で延べ19万4,060人、平成23年度は87日で延べ18万4,932人、平成22年度は65日で延べ18万1,490人であるとの答弁がありました。

次に、議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例及び議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第86号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、閉鎖となったむつ市民体育館の料金を設定することについて質疑があり、理事者側から、むつ市民体育館は閉鎖となったものの、名称及び位置はそのまま、行政財産としては建物も存続していること、また、仮に新体育館が建設された時点で遡及して使用料を改定することがないよう、市内のほかの施設と同様に今回の消費税法等の改正に伴う使用料の改定を行

うことを総合的に判断したとの答弁がありました。

次に、議案第87号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、ウェルネスパークの指定管理者が、独自に設定している料金の消費税率改定分の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、消費税率改定分を上げる措置がとらざるを得ないという考えはあるものの、指定管理の際の利用料金については、条例の範囲で指定管理者が定められるという条項もあるので、今後決定される指定管理者と協議をしていくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、市民の利便性を考慮して、今までどおり消費税を含んだ内税で処理し、端数のつかない料金設定にできなかったのかとの質疑があり、理事者側から、消費税の取り扱いについては庁内の政策調整会議で協議し、原則として使用料の多寡によらず消費税の引き上げ分を反映させることに統一したものであり、今まで内税としていた金額を割り戻した原価に新たな消費税率8%を乗じ10円未満は切り捨てし、10円単位で設定したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市内のほかの温泉施設と基準の統一を図るため、市内に居住する75歳以上の者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質

疑等はありませんでした。

次に、議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、保険料に係る延滞金の割合の取り扱いについて市税の例に合わせて行うため改正するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第131号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパークの指定管理者に、山内土木株式会社を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、収支計画の収入合計及び収支差額が増加する見込みにもかかわらず、導入当初から指定管理料がほぼ変わらないのはなぜか、また、収支決算によって利益が生じた場合は市へ返還する制度はあるのかとの質疑があり、理事者側から、指定管理料については基本的に実績値を加味して積算しており、新年度からは一般管理費を導入することによって人件費の見直しをするなど、再計算した結果の指定管理料であるとの答弁がありました。また、利益が生じた場合の返還については、今の指定管理者制度の運用の中では明記されていなかったが、新年度からは当該施設を使用することによりある程度の利益が見込まれる自主事業に係る施設使用料を市へ納入させることができることになるとの答弁がありました。

次に、議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより介護納付金及び共同事業拠出金等は減額するものの、国庫負担金

の精算に伴う償還金等の増額により、歳入歳出ともに4,060万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を78億9,338万5,000円とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました69議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行います。

なお、消費税関連の議案につきましては、それぞれ一括して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第72号

○議長（山本留義） まず、議案第72号 むつ市史編さん委員会条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長(山本留義) 次は、議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(山本留義) 次は、議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(山本留義) 次は、議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(山本留義) 次は、議案第76号 特別災害

による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号～議案第93号

○議長(山本留義) 次は、議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例から議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例までの17件について、それぞれの常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第77号から議案第93号までの各議案に対して、一括して反対討論をいたし

ます。

各議案は、来年4月1日から消費税3%の税率引き上げに伴う改正のためのものです。

ご承知のように、消費税増税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性の高い大衆課税で、低所得者の多い我が市において市民への大きな打撃となることは必至であります。そのうえに公共施設の使用料等の引き上げは、さらなる追い打ちとなるもので容認できません。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第77号から議案第93号までの17件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第77号から議案第93号までの17件は、それぞれ委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第94号

○議長(山本留義) 次は、議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番目時睦男議員。

(6番 目時睦男議員登壇)

○6番(目時睦男) 議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

本案は、市民の憩いの場である大畑町奥葉研にある温泉施設の入浴料金を消費税法及び地方税法の一部改正に伴い引き上げを行うほか、要望があった利用時間の延長、ほか75歳以上の利用者から新たに100円の入浴料金を徴収するためのものですが、徴収理由をほかの温泉施設との基準の統一を図るためとしております。

本施設は、旧大畑町が町民の憩いの場として宿泊利用もできる施設として昭和47年に設立をし、入浴料金については設立当初から高齢者の福祉サービスとして65歳以上の入浴料金を無料とし、合併以降も多く多くの市民から愛され、親しまれ、年間2万人が利用しており、そのうち65歳以上の入浴者が65%の1万3,000人です。今回の条例改正により、65歳から74歳までの入浴者が200円、75歳以上が100円の負担となりますが、対象者が年金生活者であることから、ただでさえ厳しい日常生活を強いられている実態から、新たな利用料負担となればますます生活を圧迫し、生き続けるための心身の癒やしをも奪うことになり、平均寿命ワーストワンの青森県、そして県内中位のむつ市の平均寿命の伸長にマイナスの影響をもたらすことにもなります。

徴収理由を他の温泉施設の基準の統一を掲げていますが、これまで無料であった75歳以上からの新たな入浴料金100円の徴収は、川内、脇野沢の入浴施設の指定管理者から求められた赤字解消策ではないのかとの声も見え隠れしておりますが、仮にそれが真の理由だとするならば、指定管理者制度導入の目的である市民サービス向上に矛盾することになります。

本市財政は、厳しい現状にあることは承知をし

ておりますが、市民生活優先、高齢者福祉優先の市政運営を図るべきとの判断から本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第94号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第96号～議案第98号

○議長(山本留義) 次は、議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例から議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例までの3件について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第96号から議案第98号の各議案に対して、一括して反対討論をいたします。

各議案は、来年4月からの消費税率引き上げに伴うものであり、議案第77号から議案第93号同様の理由で反対いたします。議員皆様のご賛同をお

願いをいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第96号から議案第98号までの3件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者1人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第96号から議案第98号までの3件は、委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長（山本留義） 次は、議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号～議案第114号

○議長（山本留義） 次は、議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例までの15件について、それぞれの常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第100号から議案第114号までの各議案に対し、一括して反対討論を行います。

各議案は、来年4月1日からの消費税増税引き上げに基づく改正であり、反対するものであります。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第100号から議案第114号までの15件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者1人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第100号から議案第114号までの15件は、それぞれ委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第115号

○議長（山本留義） 次は、議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例について、

産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第115号に対し、反対討論を行います。

本案は、消費税の税率の引き上げに伴い使用料を改正するものであります。議案第77号から議案第93号同様の理由で反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第115号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第116号及び議案第117号

○議長(山本留義) 次は、議案第116号 むつ市協野沢野営場条例の一部を改正する条例及び議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例の2件について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第116号及び議案第117号に対し、反対討論を行います。

本案は、消費税増税の引き上げに伴う改正であります。本案に反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第116号及び議案第117号の2件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第116号及び議案第117号の2件は、委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第118号

○議長(山本留義) 次は、議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第118号に対し、反対討論を行います。

本案は、消費税の引き上げに伴い使用料の額及び改正を行うというものであります。75歳以上のお年寄りからも新たに使用料を徴収するというもので、敬老の精神からしても容認できません。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第118号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第118号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第119号

○議長(山本留義) 次は、議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第119号に対し、反対討論を行います。

本案は、来年4月1日からの消費税の引き上げに伴う改正であります。本案に反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第119号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第119号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第120号

○議長(山本留義) 次は、議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第120号に対し、反対討論を行います。

本案は、来年4月1日からの消費税引き上げに伴い使用料の額及び改定を行うものであります。議案第118号同様の理由で反対いたします。議員

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第120号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第121号～議案第123号

○議長（山本留義） 次は、議案第121号 むつ市協野沢流通センター条例の一部を改正する条例から議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例までの3件について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第121号から議案第123号までの各議案に対し、一括して反対討論を行います。

本案は、来年4月1日からの消費税増税に伴う改正であります。議案第77号同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第121号から議案第123号までの3件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者1人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第121号から議案第123号までの3件は、委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第124号

○議長（山本留義） 次は、議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第124号に対し、反対討論を行います。

本案は、来年4月1日からの消費税増税の改正に伴うものであり、反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第124号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第124号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第125号及び議案第126号

○議長(山本留義) 次は、議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例及び議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の2件について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第125号及び議案第126号に対し、一括して反対討論を行います。

本案は、来年4月1日からの消費税増税による改正であり、反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第125号及び議案第126号の2件についてご異議がありますので、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第125号及び議案第126号の2件は、委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第127号

○議長(山本留義) 次は、議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第127号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第128号

○議長(山本留義) 次は、議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第128号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第129号

○議長(山本留義) 次は、議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第129号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第130号

○議長(山本留義) 次は、議案第130号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市下北自然の家の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第130号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第131号

○議長(山本留義) 次は、議案第131号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパークの管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第131号は委員長報告のとおり可決され

ました。

◇議案第132号

- 議長（山本留義） 次は、議案第132号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ職業能力開発校の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第132号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第134号

- 議長（山本留義） 次は、議案第134号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第134号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第135号

- 議長（山本留義） 次は、議案第135号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市野菜集荷貯蔵施設の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第135号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第136号

- 議長（山本留義） 次は、議案第136号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に

対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第136号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第137号

○議長(山本留義) 次は、議案第137号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市マリンハウス協野沢及びむつ市協野沢流通センターの管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第137号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第138号

○議長(山本留義) 次は、議案第138号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第138号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第139号

○議長(山本留義) 次は、議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第139号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第140号

○議長(山本留義) 次は、議案第140号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第140号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第144号

○議長(山本留義) 次は、議案第144号 平成25年

度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第144号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第145号

○議長(山本留義) 次は、議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第145号は委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第218回定例会を閉会いたします。

午後 零時05分 閉会